漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式第１号（第１条関係） （略） （記載要領） 申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の必要事項を記載すること。 １・２　（略） ３　その他記載に当たっての注意事項 別紙１又は２の記載については、以下の点に注意すること。 ・　「改善計画の類型」の欄については、改善計画の三類型のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、（）内の該当する取組に○を付すこと。 ・　「申請者名」の欄については、共同で改善計画を作成する場合には代表者の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）を記載すること。 また、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加する全ての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先（個人の場合は住所、氏名及び連絡先）を記載した参加者名簿を添付すること。 ・　「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要（休漁、養殖密度の遵守等）を記載すること。ただし、その他を選択する場合は、漁獲量の大部分が漁業法（昭和24年法律第267号）第８条第３項に規定する漁獲割当てにより管理されていることが分かる内容又は同法第60条第２項に規定する区画漁業権に基づかずに営んでいる養殖業の内容を（）内に記載し、取組の概要は記載しないこと。また、資源管理又は漁場改善にレ印を付す場合は、漁業法第124条第１項の協定及び当該協定が同項の認定を受けていることが分かる書類又は持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第４条第１項の漁場改善計画及び当該計画が同項の認定を受けていることが分かる書類を添付すること。 ・　「実施体制」の欄については、地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等（国の承認を受けているもの）を添付すること。 また、大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）並びに連携の内容を記載すること。 ・　「漁業に関する法令の遵守」の欄については、改善計画の実施に当たって、漁業に関する法令を遵守する必要があることを確認し、レ印を付すこと。 ４・５　（略）	別紙様式第１号（第１条関係） （略） （記載要領） 申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の必要事項を記載すること。 １・２　（略） ３　その他記載に当たっての注意事項 別紙１又は２の記載については、以下の点に注意すること。 ・　「改善計画の類型」の欄については、改善計画の三類型のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。 ・　「申請者名」の欄については、共同で改善計画を作成する場合には代表者の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）を記載すること。 また、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加する全ての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先（個人の場合は住所、氏名及び連絡先）を記載した参加者名簿を添付すること。 ・　「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要（休漁、養殖密度の遵守等）を記載するとともに、資源管理計画（国又は都道府県の確認を受けているもの）又は漁場改善計画（都道府県の認定を受けているもの）を添付すること。 ・　「実施体制」の欄については、地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等（国の承認を受けているもの）を添付すること。 また、大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）並びに連携の内容を記載すること。 （新設） ４・５　（略）